

京都市告示第752号

令和2年1月27日付け京都市告示第551号（道路法に基づく道路区域の決定及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

表中

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科音羽経 59号線	山科区音羽前田町25番地の4地先から 同町16番地の5地先まで	メートル 120.90	メートル 6.01～10.90

」

を

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科音羽経 59号線	山科区音羽前田町25番地の4地先から 同町16番地の5地先まで	メートル 110.90	メートル 6.01～10.90

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)